2027 年度 成蹊中学・高等学校 保健体育科 非常勤講師 募集要項

求人先	名　　称	学校法人成蹊学園	代表者	理事長　小林　健
	事業内容	教育・研究	ＵＲＬ	https://www.seikei.ac.jp/gakuen/
就業場所	名称	成蹊中学・高等学校	所在地	〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-10-13
	交通	＜最寄駅＞ＪＲ・京王井の頭線　吉祥寺駅 北口バスターミナルの 1 番又は 2 番のバス乗場から関東バスに約 10 分乗車し、 成蹊学園前にて下車後、徒歩 5 分、又は吉祥寺駅から徒歩約 25 分		
	ＵＲＬ	https://www.seikei.ac.jp/jsh/		
採用条件	職　　種	非常勤講師	採用予定人数	若干名
	採用予定日	2027 年 4 月 1 日	契約期間	当該年度の末日を限度とした 1 年以内 (学校の運営上の理由があるときは、1 年ごとに審査の上、契約を更新することがある)
	試用期間	試用期間なし		
	業務内容	中学生・高校生、男女に対する保健体育授業 ＜参考＞週担当予定時間（合計：6～12 時間程度応相談）		
	応募資格	（１） 心身ともに健康で、中高一貫教育に関心・意欲のある者 （２） 4 年制大学卒業以上の者、または 2027 年 3 月卒業見込みの者 （３） 中学校および高等学校教諭免許状（教科 保健体育）を取得した者、 または 2027 年 3 月迄に取得見込みの者 （４） 土曜日の勤務が可能な方が望ましい		
応募	応募書類	（１） 本校指定の用紙（HP よりダウンロード）による自筆履歴書（写真貼付） 学園ＨＰ（下記サイト）よりダウンロードしてください。 https://www.seikei.ac.jp/gakuen/target/recruit/high_school.html （２） 卒業証明書、または卒業見込証明書（大学院修了者は加えて修了証明書、 在学者は修了見込証明書も提出） （３） 大学学部成績証明書（大学院修了者は加えて大学院成績証明書も提出） （４） 教員免許状の写し、または同取得見込証明書 ※　応募書類は返却いたしませんが、応募者の情報管理は適切に行います。		
	応募締切	2026 年 11 月 13 日（金）必着		
	書類提出先 及び 問合せ先	〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3－10－13 成蹊中学・高等学校　保健体育科主任：進藤 友介 電話： 0422-37-3965		
	書類提出方法	郵送		
	選考方法	書類選考： 書類選考を通過された場合は 2026 年 11 月 21 日（土）までに文書または電話で連絡します。 面　　接： 2026 年 12 月 3 日（木）夕刻予定		

※次ページに続きます。

勤務条件	就業時間	成蹊中学・高等学校及び成蹊小学校非常勤講師就業規則の規定による
	休日	法令に定める基準に従う
	受動喫煙防止措置の状況	学園キャンパス内全面禁煙の方針（全面禁煙に向けて卒煙所を設置中）
待遇	賃金	（１）講師給：1 時間単価 12,500 円～14,500 円（経歴等を勘案し決定する） 講師給の支給月額は、１時間単価に、１週あたりの担当時間数を乗じて得た額とする。 （２）通勤交通費：通勤事情を考慮して往復賃金（4,500 円まで）を支給する （３）賃金支払日：毎月 20 日 （４）支払方法：所定銀行口座への振込による （５）賃金支払い時の控除：有（所得税） （６）昇給：無　※教歴に応じて講師給を決定する （７）賞与：無　※所定の条件を満たす場合に特別手当が支給される場合あり （８）退職金・退職餞別金等：無
	各種社会保険	労災保険の適用：有
特記事項		・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

以　上

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改

正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。